

安全・安心な畜産物の供給に向けた取組 (その1)

平成16年7月
農林水産省
生産局畜産部
消費・安全局

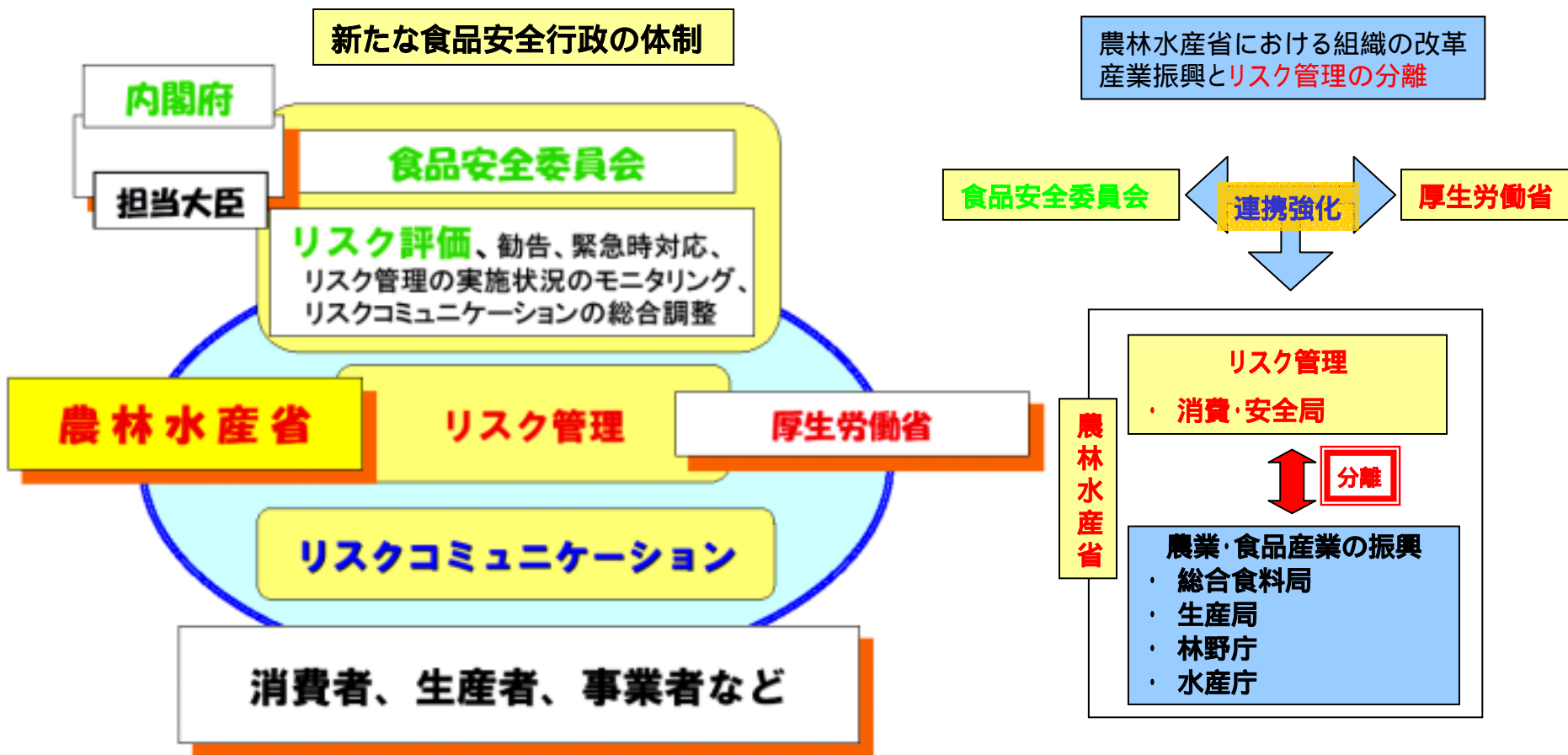
目 次

	頁		頁
1 安全・安心な畜産物の供給に向けた 取組		(5) 家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生 管理基準の設定	14
(1) 食の安全・安心のための新たな体制 の構築	1	(6) 農場段階におけるHACCPの考え方を取り 入れた衛生管理ガイドライン	15
(2) 食の安全・安心のための政策 大綱	2	(7) 飼料の安全性の確保	16
(3) 家畜衛生をめぐる情勢	3	ア 飼料安全法の概要	16
ア 家畜伝染病予防法の概要	3	イ B S Eまん延防止対策	17
イ 家畜伝染病の発生状況	4	ウ その他飼料安全性確保対策	18
ウ 我が国におけるBSEの発生状況	6	(8) 動物用医薬品の安全性対策	19
エ B S E対策の進捗状況	7	ア 動物用医薬品等に係る薬事法の 概要	19
オ 高病原性鳥インフルエンザ対策	8	イ 動物用医薬品の残留防止のための措 置	20
カ 動物検疫の概要	9	ウ 動物用医薬品の監視指導等その他の 安全対策	21
キ 海外のB S Eの発生に伴う措置	10		
ク 米国B S E問題について	11		
ケ 海外の高病原性鳥インフルエンザの 発生に伴う措置	12		
(4) 家畜伝染病予防法に基づく特定家畜 伝染病防疫指針の作成	13		

1 安全・安心な畜産物の供給に向けた取組

(1) 食の安全・安心のための新たな体制の構築

- ・ 平成15年7月から、食品安全委員会が設けられ、食品安全基本法に基づいて、国民の健康の保護を最優先とする新しい食品安全行政がスタート。
- ・ 農林水産省の体制も産業振興とリスク管理を分離し、食品安全委員会、厚生労働省等との連携を強化。



リスク評価 : 食品の摂取が人の健康におよぼす影響について、科学的な評価を行う。

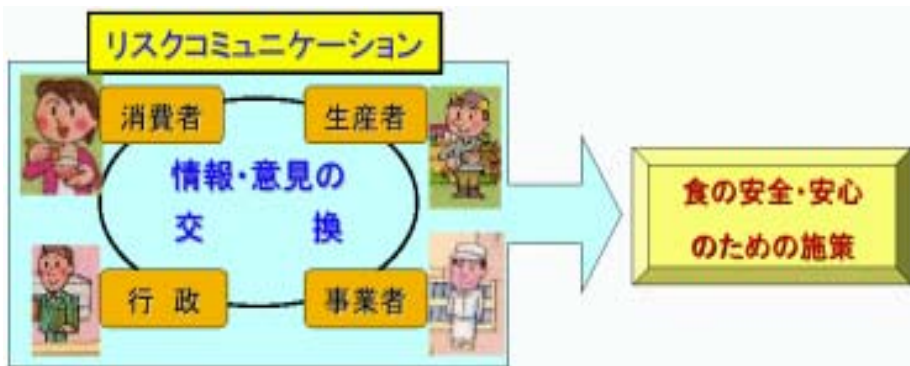
リスクコミュニケーション : 消費者、生産者、事業者、行政などの関係者が互いに情報や意見を交換して、施策への反映を図る。

リスク管理 : 国民の食生活の状況などを考慮し、リスク評価に基づいて、行政が関係者と協力し、健康に重大な悪影響が生じないようにリスクを抑える対策を決定・実施する。

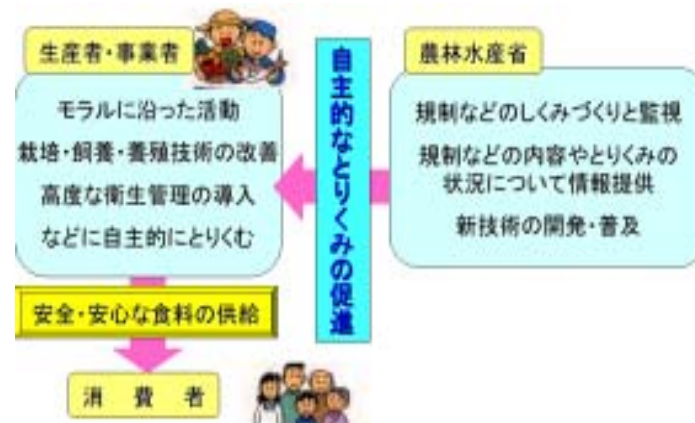
(2) 食の安全・安心のための政策大綱

- ・ 国民の健康の保護を最優先とした政府全体の新しい食品安全行政に的確に対応するための農林水産省の取組指針として、「食の安全・安心のための政策大綱」を平成15年6月に公表。
- ・ 「食の安全・安心のための政策大綱」に基づき、行政や生産者・事業者の取組が、国民に「安心」、「信頼」として実感されるよう、食の安全安心を確保する政策を展開。

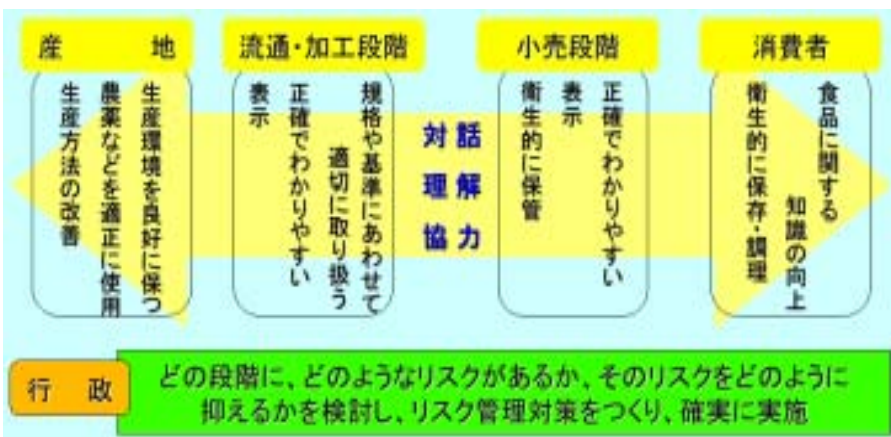
関係者の意見を反映した施策作り



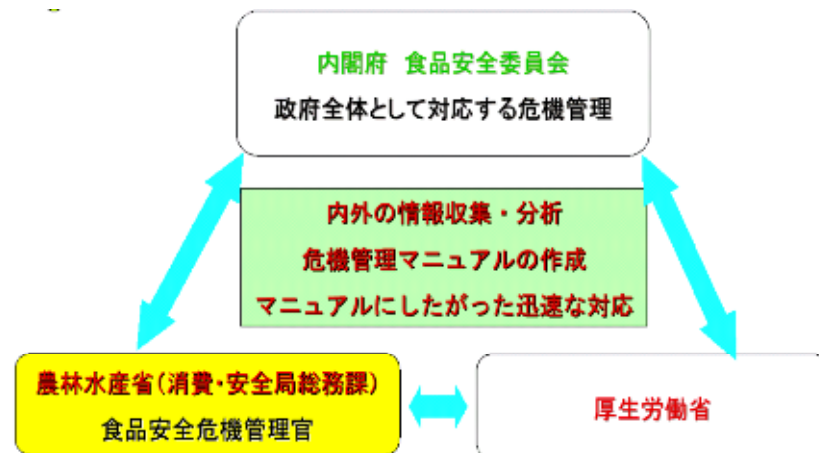
生産者・事業者による安全・安心な食品供給の促進



生産から消費までを考えた総合的な施策作りと確実な実施



的確な危機管理



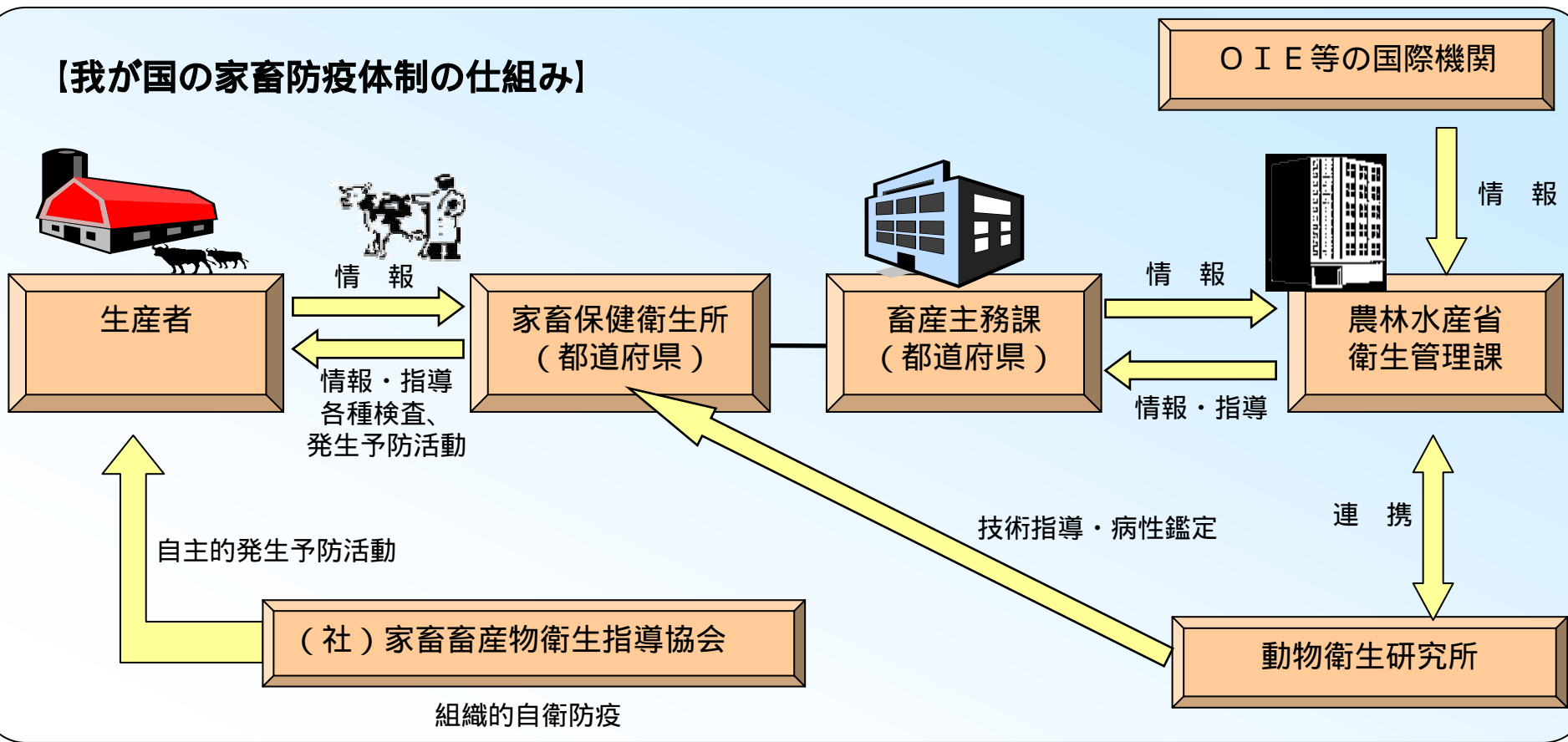
(3) 家畜衛生をめぐる情勢

ア 家畜伝染病予防法の概要

・ 家畜の伝染性疾病(寄生虫病を含む。)の発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図ることを目的としている。

1. 国内における家畜の伝染性疾病の発生を予防するための措置
2. 国内における家畜伝染病のまん延を防止するための措置
3. 家畜の伝染性疾病の侵入等を防止するための輸出入検疫等について規定。

【我が国の家畜防疫体制の仕組み】



イ 家畜伝染病の発生状況

- ・平成12年3月に92年ぶりとなる口蹄疫が発生したが、発生以降半年で清浄化を達成。
- ・平成13年9月に牛海綿状脳症(BSE)が確認され、牛肉消費に大きな影響。
- ・平成16年1月に79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザが発生したが、関係者等の努力で拡散を防止。

【主要な家畜伝染病の発生状況の推移】

(単位:件数)

年(平成)	9	10	11	12	13	14	15	16
口蹄疫(牛)	0	0	0	4 ^{注1}	0	0	0	0
(豚)	0	0	0	0	0	0	0	0
流行性脳炎(豚)	0	3	1	3	2	4	1	2
(馬)	0	0	0	0	0	0	1	0
炭疽(牛)	0	0	0	1	0	0	0	0
結核病(牛)	2	1	21	2	1	1	1	0
ヨーネ病(牛)	214	334	469	390	394	433	436	104
伝達性海綿状脳症(牛)	0	0	0	0	3	2	4	2
(めん羊)	0	0	1	0	1	0	1	0
豚コレラ(豚)	0	0	0	0	0	0	0	0
高病原性鳥インフルエンザ(鶏)	0	0	0	0	0	0	0	5 ^{注2}
ニューカッスル病(鶏)	0	1	8	5	9	6	0	0

注1:宮崎県における疑似患畜の発生も含む。
 注2:兵庫県の食鳥処理場における発生も含む。
 注3:対象家畜は主要家畜について記載。
 注4:16年は4月末現在。

主要な家畜伝染病の概要

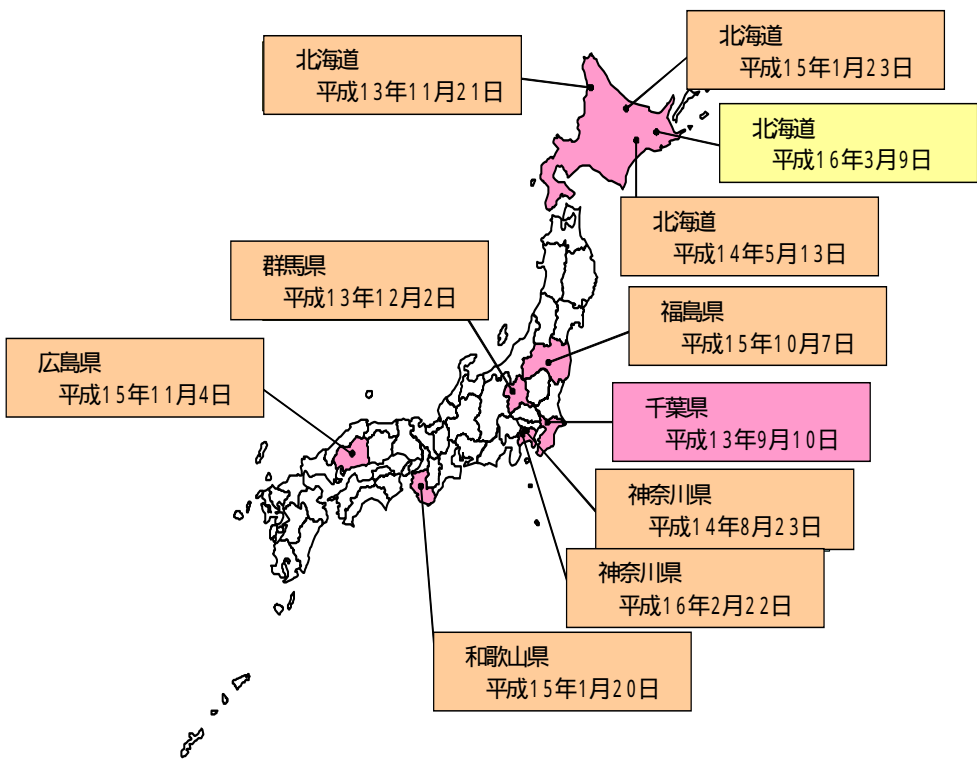
伝染性疾病の種類	概要
口蹄疫	口蹄疫ウイルスを原因とし、感染動物やその汚染物によって直接、間接の接触によって伝播する。さらに地域が濃厚汚染地帯になると空気伝播もおこり、陸上では60km、海上では250kmも風によって運ばれたとの報告もある。潜伏期間は1～2週間である。発症動物には口の周囲、舌、蹄部に水疱（みずぶくれ）が見られる。致死率は幼畜では50%をこえるが、成畜では数%である。しかし、成畜でも採食障害や歩行障害によって著しく生産性が低下する。英国、アルゼンチン、日本での発生にみられるように近年、口蹄疫の常在地以外での発生が起こっている。
流行性脳炎	家畜伝染病予防法上の流行性脳炎とは、日本脳炎、ウエストナイルウイルス感染症等脳炎を起こす感染症をいう。日本脳炎は、日本脳炎ウイルスを原因とし、主にコガタアカイエカによって牛、水牛、しか、馬、めん羊、山羊、豚、いのししに伝播され、ヒトも感染する人畜共通感染症である。馬、ヒトは感受性が高いがそれでも発病率は0.3%といわれている。治療法はないが、馬では不活化ワクチンが予防に使用されている。豚の異常産予防にも生ワクチンと不活化ワクチンが使われている。また、ウエストナイルウイルス感染症については、日本脳炎に類似し、鳥、馬、人等に感染。蚊が媒介し、発症率は低い、脳炎を発症した場合は致死率が高い。なお、馬や人は終宿主であり、一般的に他の動物への感染源とはならないと考えられている。近年、これまで発生しなかった米国において流行している。
炭疽	炭疽菌を原因とし、草食動物に感染して、激しい急性敗血症死を引き起こす。まれに雑食獣、肉食獣、ヒトにも感染する人畜共通感染症である。我が国での発生は、明治から昭和の初期にかけて多数の発生がみられたが、戦後は飼養形態の変化や衛生管理技術の向上により発生はほとんどみられない。諸外国ではアメリカやイギリスをはじめとてかなりの発生があり、特に東南アジア諸国では頻発している。
結核病	結核菌を原因とし、ヒト及び哺乳動物にいわゆる結核を引き起こす。我が国では昭和50年代までは牛の結核病は多数の発生がみられたが、ツベルクリンを用いた検査による結核牛の淘汰が進められ、減少している。
ヨ－ネ病	ヨ－ネ菌を原因とし、反すう動物に慢性の頑固な下痢、乳量の低下、削瘦、貧血を引き起こす。治療法はなく、患畜及び保菌牛の摘発・とう汰が行われている。
伝達性海綿状脳症	家畜伝染病予防法上の伝達性海綿状脳症とは、牛海綿状脳症（BSE）、スクレイピー等異常プリオン蛋白質が原因となるものをいう。 BSEは、異常プリオン蛋白質を含む飼料等を食べることによって感染する。牛がこの病気に感染すると、2～8年（通常2～5年）の潜伏期間の後、発病し、行動異常、運動失調などの症状を示すようになり、発病後2週間から6ヶ月の経過を経て死に至る。スクレイピーは、めん羊、山羊にみられ、めん羊の多くの症例で搔痒症状を示して体をこすり付けるために脱毛が観察される。
豚コレラ	豚コレラウイルスを原因とし、豚といのししに接触感染で伝播する。感染した豚は日齢に関係なく高い発病率と致死率を示す。我が国では、1980年代には数千頭規模での発生、その後の散発的な発生があったが、1992年の発生を最後に報告はない。我が国では現在ワクチンを使用しない防疫が推進されている。
高病原性鳥インフルエンザ	A型インフルエンザウイルス（H5、H7亜型及び高病原性のもの）を原因とし、神経症状（首曲がり、沈うつ等）、呼吸器症状、消化器症状（下痢、食欲減退等）が主な症状である。最近では、北米、我が国を含むアジア諸国で発生がみられた。
ニューカッスル病	ニューカッスル病ウイルスを原因とし、鳥類における感受性は広く、ウイルス保有鶏の導入、感染野鳥の侵入、汚染物あるいは人による持込によって他の鶏群に伝播する。発症鳥は、緑色下痢便、奇声や開口呼吸などの呼吸器症状、脚麻痺や頸部捻転などの神経症状を示す。我が国では、ワクチン接種によって制御されている。

ウ 我が国における B S E の発生状況

- ・ 13年9月に初めてBSEが確認された後、と畜検査で9頭、死亡牛検査で1頭(11例目)の発生を確認。
- ・ 1～7例目、10例目及び11例目の生年月日は、平成7年12月から平成8年4月に集中。
- ・ 8例目は23か月齢、9例目は21か月齢の若齢牛での発見。
- ・ 8例目は厚生労働省の「牛海綿状脳症の検査に係る専門家会議」の結果、非定型的なBSEと判断。

【BSEの発生状況】

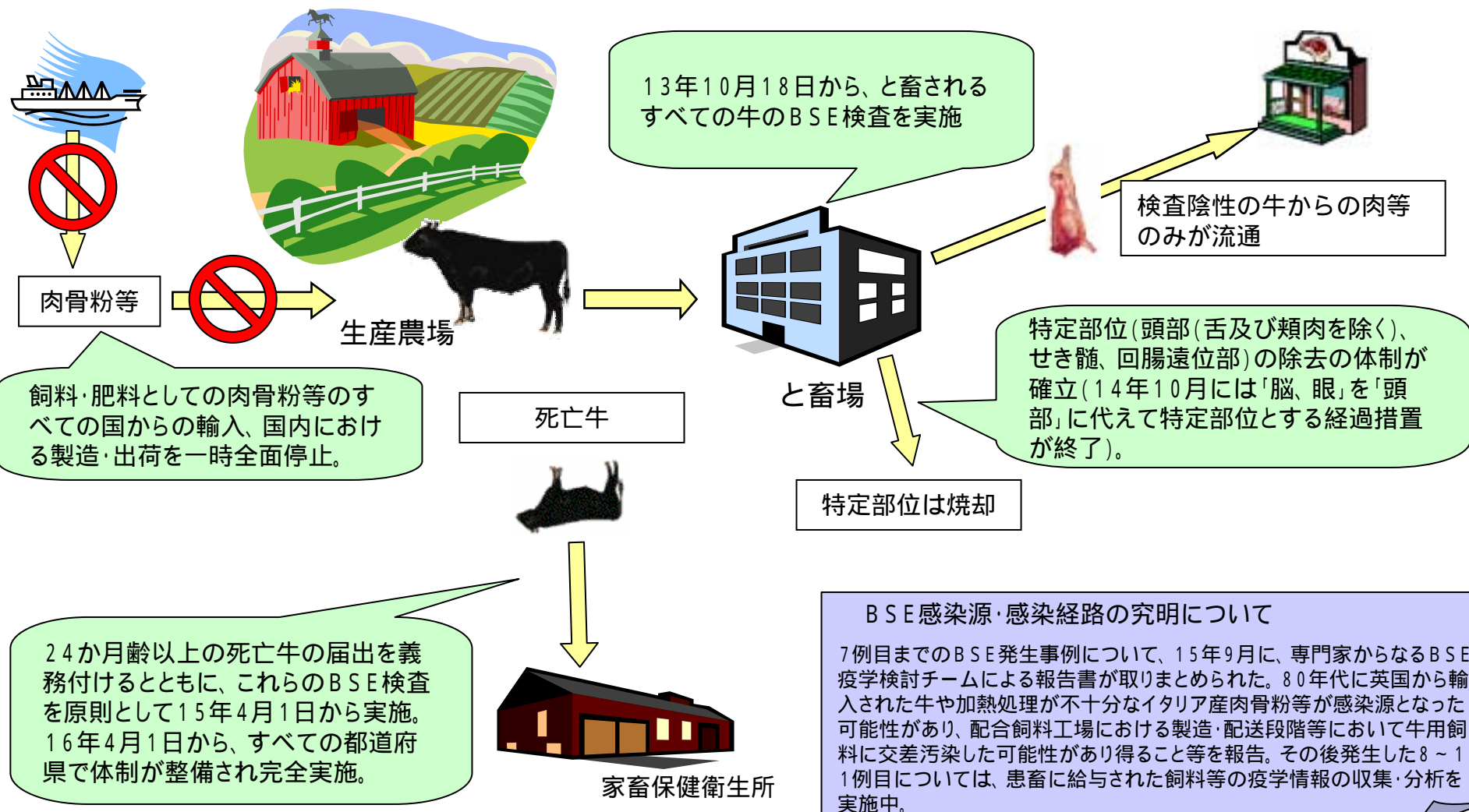
〔確認年月日〕	〔飼養場所〕	〔生年月日〕
1. 13年9月10日	千葉県白井市	8年3月26日生まれ (65か月齢)(疑似患者59頭) 導入元：北海道佐呂間町
2. 13年11月21日	北海道猿払村	8年4月4日生まれ (67か月齢)(疑似患者81頭)
3. 13年12月2日	群馬県宮城村	8年3月26日生まれ (68か月齢)(疑似患者96頭)
4. 14年5月13日	北海道音別町	8年3月23日生まれ (73か月齢)(疑似患者52頭)
5. 14年8月23日	神奈川県伊勢原市	7年12月5日生まれ (80か月齢)(疑似患者37頭)
6. 15年1月20日	和歌山県粉河町	8年2月10日生まれ (83か月齢) 導入元：北海道標茶町 (疑似患者33頭)
7. 15年1月23日	北海道網走市	8年3月28日生まれ (81か月齢) 導入元：北海道湧別町 (疑似患者17頭)
8. 15年10月7日	福島県葛尾村、栃木県大田原市	13年10月13日生まれ(23か月齢) 導入元：栃木県塩谷町(疑似患者116頭)
9. 15年11月4日	広島県福山市	14年1月13日生まれ (21か月齢) 導入元：兵庫県氷上郡(疑似患者134頭)
10. 16年2月22日	神奈川県平塚市	8年3月17日生まれ (95か月齢) 導入元：神奈川県秦野市(疑似患者0頭)
11. 16年3月9日	北海道標茶町	8年4月8日生まれ (94か月齢)(疑似患者16頭)



1例目は、BSE検査で陽性が確認された年月日であり、2例目以降は確定診断された年月日

工 BSE対策の進捗状況

- ・ と畜場におけるBSE全頭検査体制の確立。
- ・ 肉骨粉等の飼料原料の給与規制等によるBSE感染経路の遮断。
- ・ 感染源・感染経路の究明。
- ・ 24か月齢以上の死亡牛についての届出義務とBSE検査体制の確立。



オ 高病原性鳥インフルエンザ対策

- ・ 高病原性鳥インフルエンザについては、近年の海外における発生状況を踏まえ、「高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル」(平成15年9月17日消費・安全局衛生管理課長通知)を作成するとともに、平成15年12月の韓国での発生拡大を受け、各都道府県等に対応の徹底を指示していたところ。1月12日に山口県において、我が国では79年ぶりとなる発生が確認され、その後、大分県及び京都府でも発生を確認。
- ・ 発生が確認された場合には、本病のまん延を防止するため、家畜伝染病予防法及び防疫マニュアルに基づき、発生農場におけるすべての飼養鶏の殺処分及び汚染物品の埋却、発生農場の周辺地域を対象とした移動制限等を実施。

【高病原性鳥インフルエンザへの対応について】

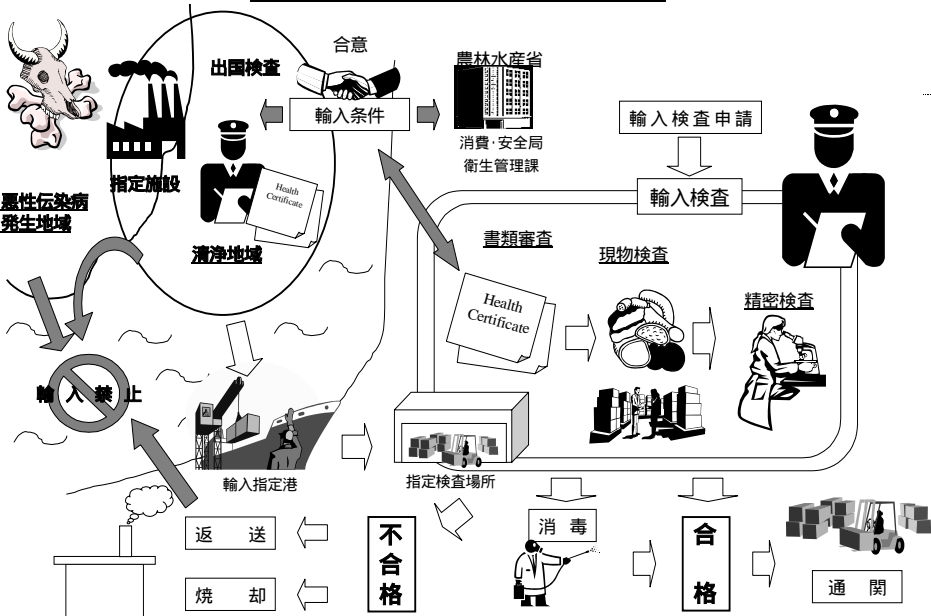


- 1 経緯
- 平成15年9月 海外で本病の発生がみられる中、防疫体制を強化するため「高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル」を制定。
(発生時の防疫対応、本病のサーベイランスの方法等)
- 平成15年12月 韓国で本病が発生したことを踏まえて、防疫対応の徹底を養鶏業者に対し指導するよう都道府県に再度通知。
- 平成16年1月12日 山口県において79年ぶりに高病原性鳥インフルエンザが発生。
(発生農場：採卵鶏農場(飼養羽数：34,640羽)、防疫マニュアルに基づき発生農場における全ての飼養鶏の殺処分、汚染物品の埋却、発生農場の周辺地域を対象とした移動制限等のまん延防止措置を実施。)
- 2月19日午前0時 移動制限区域内の清浄性が確認されたことから移動制限を解除。
- 平成16年2月17日 大分県において発生(第2例目)。
(飼養状況14羽(チャボ13羽、あひる1羽)、汚染物品の埋却、発生農場の周辺地域を対象とした移動制限等のまん延防止措置を実施。)
- 3月11日午前0時 移動制限区域内の清浄性が確認されたことから移動制限を解除。
- 平成16年2月27日 京都府において発生(第3例目)。
(発生農場：採卵鶏農場(飼養羽数：225,325羽)、養鶏業者の通報がなく、また、鶏が大量死した後も出荷を続けた結果、出荷先の食鳥処理場で他の鶏に感染するなど影響が拡大。発生農場における全ての飼養鶏の殺処分、汚染物品の埋却、発生農場の周辺地域を対象とした移動制限等のまん延防止措置を実施。)
- 3月5日 第3例目の発生農場から北東へ4km離れた農場で発生(第4例目)。
(発生農場：アライ-農場 飼養羽数：14,996羽、発生農場における全ての飼養鶏の殺処分、汚染物品の埋却等のまん延防止措置を実施)
- 4月13日午前0時 移動制限区域内の清浄性が確認されたことから移動制限を解除。
- 2 政府の取組等
- 3月2日 国内における本病の発生に関して、関係省庁の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応するため、「鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議」を設置。
- 3月16日 鳥インフルエンザ対策に関する関係閣僚による会合により、まん延防止対策の徹底等を内容とする「鳥インフルエンザ緊急総合対策」を取りまとめ。
- 3月29日 農林水産省に「高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム」を設置。
- 4月～ 「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案」が5月26日に可決・成立。6月2日に公布・施行。
(疾病発生時の届出義務違反に関するペナルティの強化、移動制限命令に協力した畜産農家に対する助成の制度化等)
- 6月30日 高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チーム報告書取りまとめ。

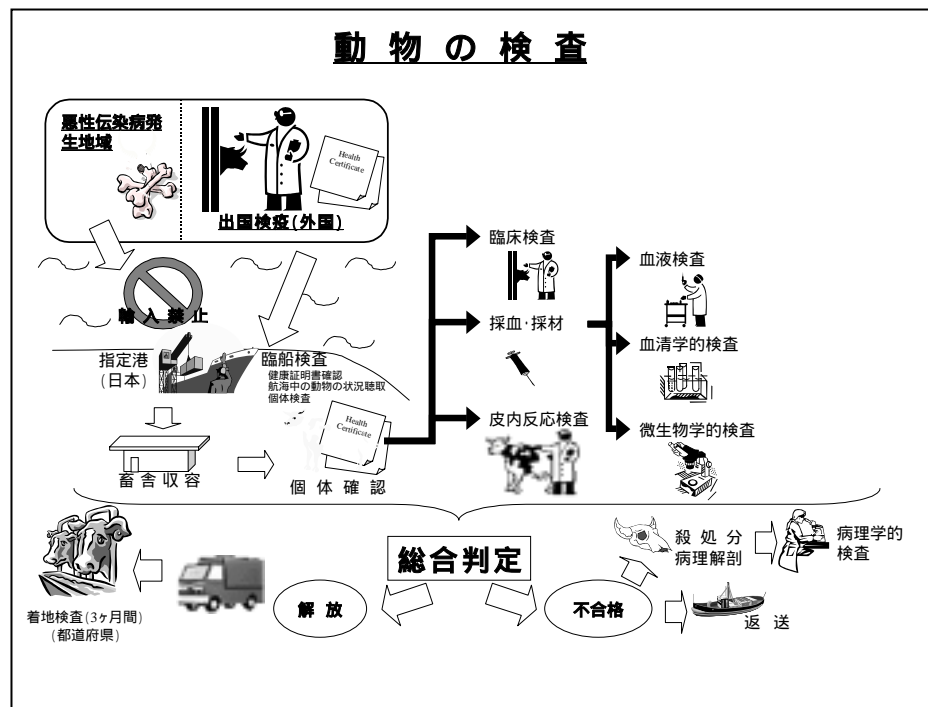
カ 動物検疫の概要

- ・ 海外から輸入される動物・畜産物等を介して家畜の伝染性疾病が侵入することを防止することにより、我が国畜産の振興を図る。
- ・ 輸入される犬等を介して狂犬病が侵入すること及び輸入されるサルを介してエボラ出血熱及びマールブルグ病が侵入することを防ぐことにより公衆衛生の向上を図る。

畜産物等の輸入検査の流れ



動物の検査



【家畜防疫官数、機関数及び輸入畜産物等検査件数の推移】

年度(平成)	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年
家畜防疫官数(人)	262	265	268	271	283	299	312
機関数(カ所)	23	23	23	23	24	24	24
輸入検査件数(万件)	46	47	47	46	44	44	-

注: 定員は年度末定員、検査件数は年集計

キ 海外のBSE発生に伴う措置

- ・平成13年1月以降、BSEの侵入防止のため、BSE発生国からの牛肉・肉骨粉等の輸入を停止。
- ・平成13年10月以降、すべての国を対象に肉骨粉の輸入を停止。
- ・カナダ及び米国におけるBSEの発生に伴いカナダ産及び米国産牛肉等の輸入を停止。

これまでの措置

- ア BSEの侵入防止のため、平成13年1月以降、EU諸国等のBSE発生国からの牛肉・肉骨粉等の輸入を停止。
- イ 我が国におけるBSE感染牛の確認後の平成13年10月以降は、すべての国を対象にBSEの感染源とされている肉骨粉の輸入を停止。

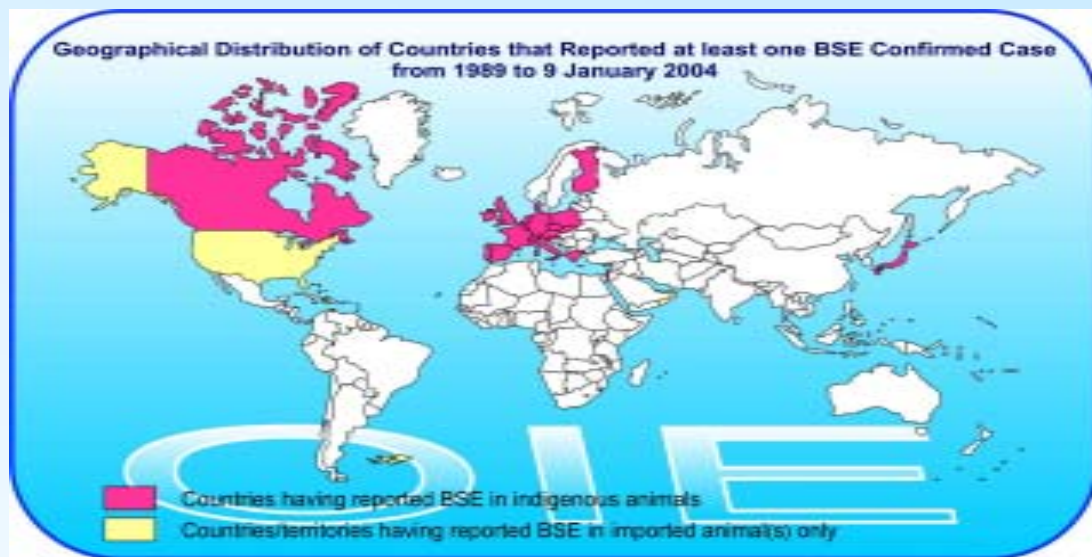
カナダ及び米国におけるBSEの発生

- ア 平成15年5月、カナダでBSEが発生したことを受け、直ちにカナダ産牛肉等の輸入を停止するとともに、米国産牛肉について、米国内でと殺された牛の肉であることが証明された牛肉のみ輸入を認めることとした。
- イ 平成15年12月24日、米国ワシントン州でBSEに感染したホルスタイン雌牛1頭が発見された旨の米国農務省の発表を受け、直ちに、米国からの牛肉等の輸入を停止。

現在、消費者の食の安全・安心確保を前提として、我が国と同様の措置が講じられることを基本として日米間の協議を行っている。

【世界のBSEの発生状況】(1989～2004年)

国際獣疫事務局(OIE)ホームページより



- BSEの発生が報告されている国
- 輸入牛でBSEの発生が報告されている国

(参考) BSE検査について

	日 本	E U	米 国
検査対象	と畜される牛の全頭 24か月齢以上の死亡牛全頭	と畜場される30か月齢以上の牛の全頭 24か月齢以上の死亡牛全頭	健康牛の一部 リスク牛の一部

ク 米国 B S E 問題について

- ・ 日米牛肉貿易の再開に関しては、5月、6月、7月とこれまで3回のワーキンググループが開催され第3回会合の後、ワーキンググループからの報告を受けて、日米局長級会合を実施。
- ・ 我が国の消費者の食の安全・安心の確保を大前提として、早期に輸入再開できるよう米国と協議。

1 経緯

- (1) 昨年12月の米国における B S E 発生確認を受けて、日本は直ちに米国からの牛肉等の輸入を停止したところ。
(食品衛生法の観点から厚生労働省、家畜伝染病予防法の観点から農林水産省が輸入停止)
- (2) その後、日米農相会談、日米会合、現地調査団の派遣等を行い、米国の B S E に関する事実関係・対策の把握に努めるほか、米国に日本の消費者の意識を説明するとともに、輸入についても、国産牛肉について講じているのと同じ措置を求めてきたところ。
(と畜場における B S E 検査・特定危険部位の除去は、厚生労働省の所管)
- (3) 食品安全委員会は、4月15日の公開会合で、国産牛肉の B S E 対策について検証を行っていく方針を示したところ。

2 状況

- (1) 4月24日に開催された日米会合の結果、本年夏を目途に米国産及び日本産牛肉の輸入再開につき結論を出すべく努力することについて合意し、日米の専門家・実務担当者によるワーキンググループ (WG)を設置して、B S E の定義・検査方法等専門的・技術的事項について議論を行っていくこととされた。
- (2) 第1回WGは5月18日、19日に東京で開催され、日米両国における B S E 措置に関する説明、これら措置に関する技術的・専門的事項に関する意見交換を行ったところ。
- (3) 第2回WGは6月28日～30日に米国で開催。第3回は7月21日、22日に東京で開催。

月 日	出 来 事
12月24日	米国農務省は、ワシントン州の歩行困難牛について、B S E 感染確認を発表。
12月29日	<u>日米会合 (食安委、外務、厚労、農水合同)</u>
12月30日	新たな B S E 対策を発表 (施行は、本年1月13日) ・歩行困難牛との畜禁止、30か月齢以上の牛について危険部位を除去など
1月15日	<u>日米農相会談 (電話会談)</u> 日本の消費者の意識、国産牛肉に対する B S E 対策を丁寧に説明。
1月23日	<u>日米会合 (食安委、外務、厚労、農水合同)</u>
2月5日	米国が招聘した国際専門家チームの米国 B S E 対策に関する報告書公表 米国の B S E 対策は、B S E 汚染状況調査、肉骨粉給与禁止など種々の面で不十分。今後、B S E が発生する可能性は高い。
3月15日	米国農務省は、国際専門家チームの指摘を踏まえ、一時的なサーベイランスの強化を発表 本年6月より、12か月から18か月の間、リスク牛 (死亡牛、歩行困難牛など) についてできるだけ多く、また、高齢の健康牛について2万頭サンプリング検査。
3月25日	米国 C V O から75か国の C V O あて書簡 米国 B S E 対策を説明し、輸入制限措置の修正を要請
3月30日	<u>ヴェネマン農務長官より亀井大臣あて書簡</u> 日米 B S E 問題について O I E パネルで4月中に解決することを提案 (4月2日不相当である旨返答)
4月10日	米国農務省は、B S E 民間全頭検査申請を認めない旨通告
4月24日	<u>日米会合 (外務、厚労、農水合同)</u> 専門的・技術的事項を議論するWGの設置及び本年夏を目途に米国産牛肉及び日本産牛肉の輸入再開につき結論を出すべく努力することについて合意
5月18日、19日	<u>第1回日米WG (外務、厚労、農水合同)</u> 日米両国における B S E 措置に関する説明及びこれら措置に関する技術的・専門的事項について意見交換
6月28日～30日	<u>第2回日米WG (外務、厚労、農水合同)</u>
7月21日、22日	<u>第3回日米WG (外務、厚労、農水合同)</u>

ケ 海外の高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う措置

- ・ 海外からの鳥インフルエンザの侵入を防止するため、あらかじめ輸出国との間で、家きん、家きん肉等の輸入のための条件を取り決め。
- ・ 本年2月からは、ペット用鳥類についても発生国からの輸入を停止。

1 アジア地域の高病原性鳥インフルエンザに発生に伴う対応

- (1) 平成15年末からアジア地域において発生が拡大(韓国、中国、ベトナム、タイ、インドネシア等)
- (2) 当該国からの家きん肉等の輸入を停止中。
- (3) タイ及び中国については、我が国が指定した加工施設で加熱処理された鶏肉についてのみ輸入を再開。

2 米国における発生に伴う検疫対応

- (1) 平成16年2月、テキサス州で発生(コネチカット州他4州は弱毒タイプ)したことから、米国全土からの家きん肉等の輸入を停止。
- (2) 平成16年6月9日、強毒タイプの鳥インフルエンザの清浄性が確認されたことから、輸入停止措置を一部解除(コネチカット州、ロードアイランド州、デラウェア州、ニュージャージー州、メリーランド州及びテキサス州については、弱毒タイプの鳥インフルエンザの清浄性が確認されていないため、引き続き輸入停止)

3 カナダにおける発生に伴う検疫対応

平成16年3月、ブリティッシュ・コロンビア州で発生したため、カナダ全土からの家きん肉等の輸入を停止。

現在、輸入停止措置を講じている国等

(1) 香港	: H13(2001)	5 / 18 ~
(2) マカオ	: H13(2001)	5 / 24 ~
(3) イタリア	: H14(2002)	10 / 23 ~
(4) 韓国	: H15(2003)	12 / 12 ~
(5) ベトナム	: H16(2004)	1 / 9 ~
(6) 台湾	: H16(2004)	1 / 15 ~
(7) タイ	: H16(2004)	1 / 22 ~
(8) インドネシア	: H16(2004)	1 / 25 ~
(9) カンボジア	: H16(2004)	1 / 25 ~
(10) ラオス	: H16(2004)	1 / 27 ~
(11) パキスタン	: H16(2004)	1 / 27 ~
(12) 中国	: H16(2004)	1 / 27 ~
(13) 米国	: H16(2004)	2 / 7 ~ 6 / 9
(14) カナダ	: H16(2004)	2 / 20 ~
(15) オランダ	: H16(2004)	3 / 17 ~ 6 / 22

停止対象品目

- ・ 生体(鶏、あひる、七面鳥、うずら及びがちょう)
- ・ 上記動物由来の肉、臓器及びこれらの製品
- ・ 卵及び卵製品 等

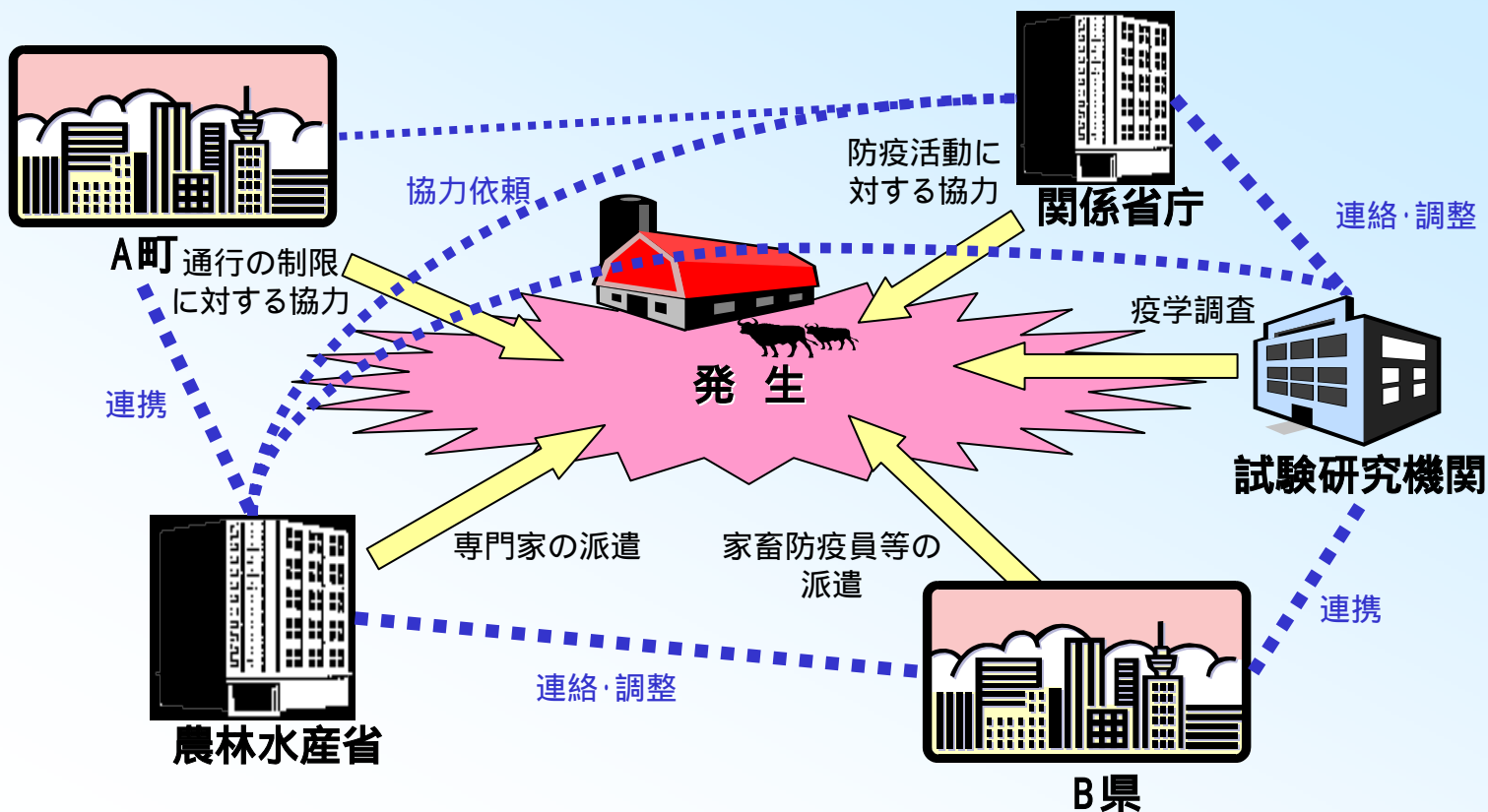
(コネチカット州、ロードアイランド州、デラウェア州、ニュージャージー州、メリーランド州及びテキサス州については、弱毒タイプの鳥インフルエンザの清浄性が確認されていないため、引き続き輸入停止)

(4) 家畜伝染病予防法に基づく特定家畜伝染病防疫指針の作成

- 平成13年のBSEの発生では、国内初の発生であったことから、具体的対策の知見がなく、また、発生を想定した緊急対応マニュアルもなかったため、初動対応が不十分となり、不必要に混乱を招いたことが指摘。
- 平成15年に家畜伝染病予防法が改正され、特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要のある家畜伝染病に関して、国、地方公共団体、関係機関等が連携して取り組む家畜伝染病の発生及びまん延防止等の措置を講ずるための指針(特定家畜伝染病防疫指針)を作成。

特定家畜伝染病防疫指針

口蹄疫、BSE、高病原性鳥インフルエンザの3疾病について作成

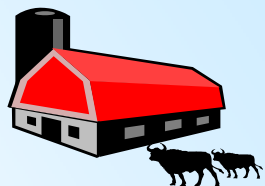


(5) 家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の設定

- ・ 食品の安全性を確保する観点から、家畜の生産段階から消費の段階に至るまでの各段階で、総合的に病原微生物等のリスクによる影響を抑制することが求められている。
- ・ 家畜の伝染性疾患の中には、家畜の所有者が衛生管理を徹底することでその発生を予防できるものもあることから、農林水産大臣が、特定の家畜についてその飼養に係る衛生管理の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準(飼養衛生管理基準)を定めるとともに、家畜の所有者に当該基準の遵守を義務付け。

家畜の飼養衛生管理基準の設定

衛生管理を徹底することで疾病を予防



生産農場

(家畜伝染病予防法)



と畜場・食鳥処理場



食肉・食鳥処理・加工場



卸売・小売業者



消費者

食品供給行程の各段階における適切な措置により食品の安全性を確保
(と畜場法・食品衛生法)

病畜の廃棄(全部又は一部)
枝肉の微生物汚染・増殖防止

枝肉・部分肉・加工品の
微生物汚染・増殖防止

枝肉・部分肉・加工品の
微生物汚染・増殖防止

衛生管理の向上

家畜の飼養者が家畜の衛生管理の方法に関し遵守すべき最低限の基準

指導
助言

勧
告

命
令

罰
則

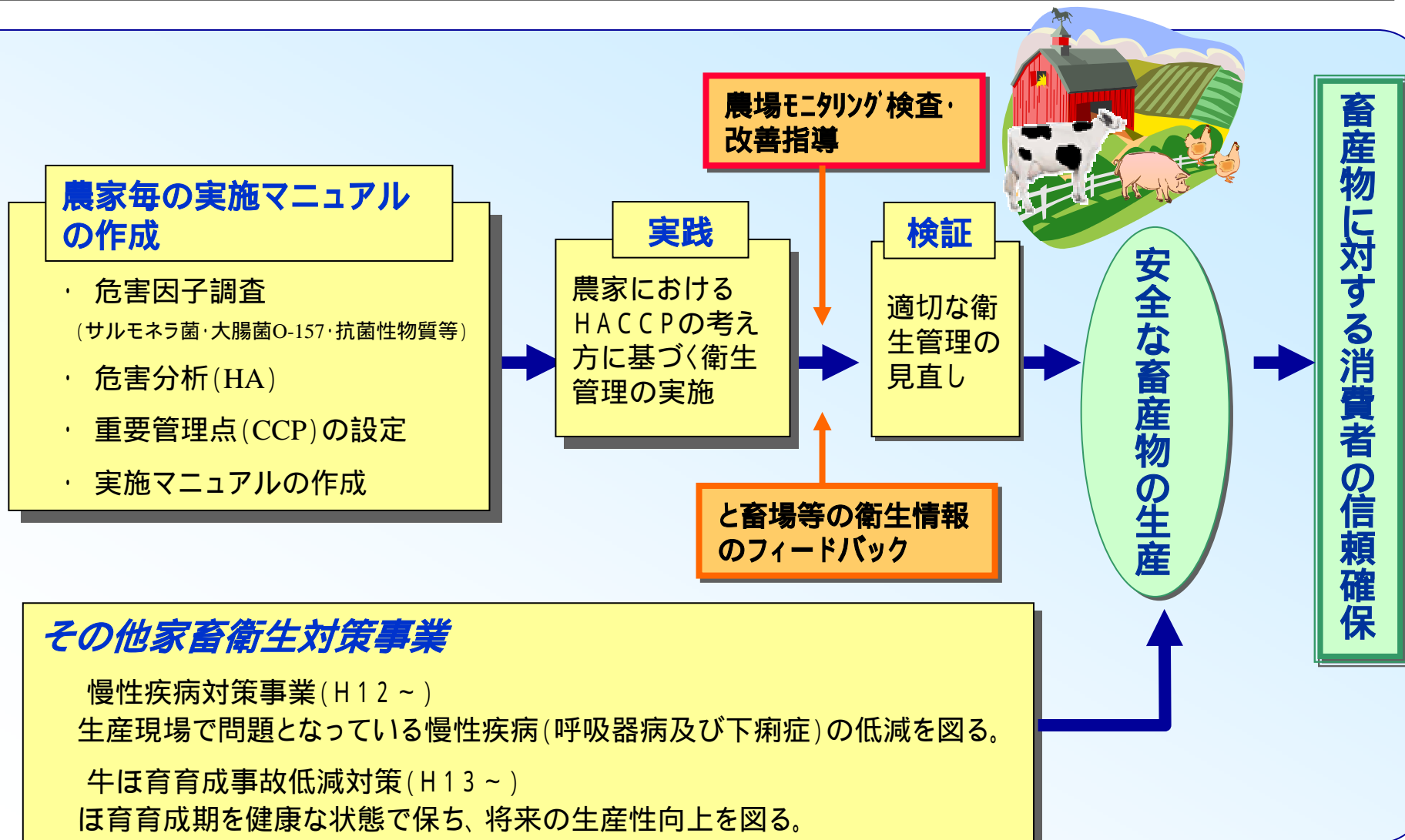
畜舎及び器具の清掃や消毒を定期的に行うこと。
畜舎に出入りするときは、消毒等の措置をとること。
清浄な飼料及び水の給与に努めること。
家畜の健康管理に努めること。
家畜の異常発見時には、獣医師の診療を受けること。
他の農場等から家畜を導入する場合には、一定期間隔離すること。

等

(6) 農場段階におけるHACCPの考え方を取り入れた衛生管理ガイドライン

生産衛生管理体制整備事業(H8～)

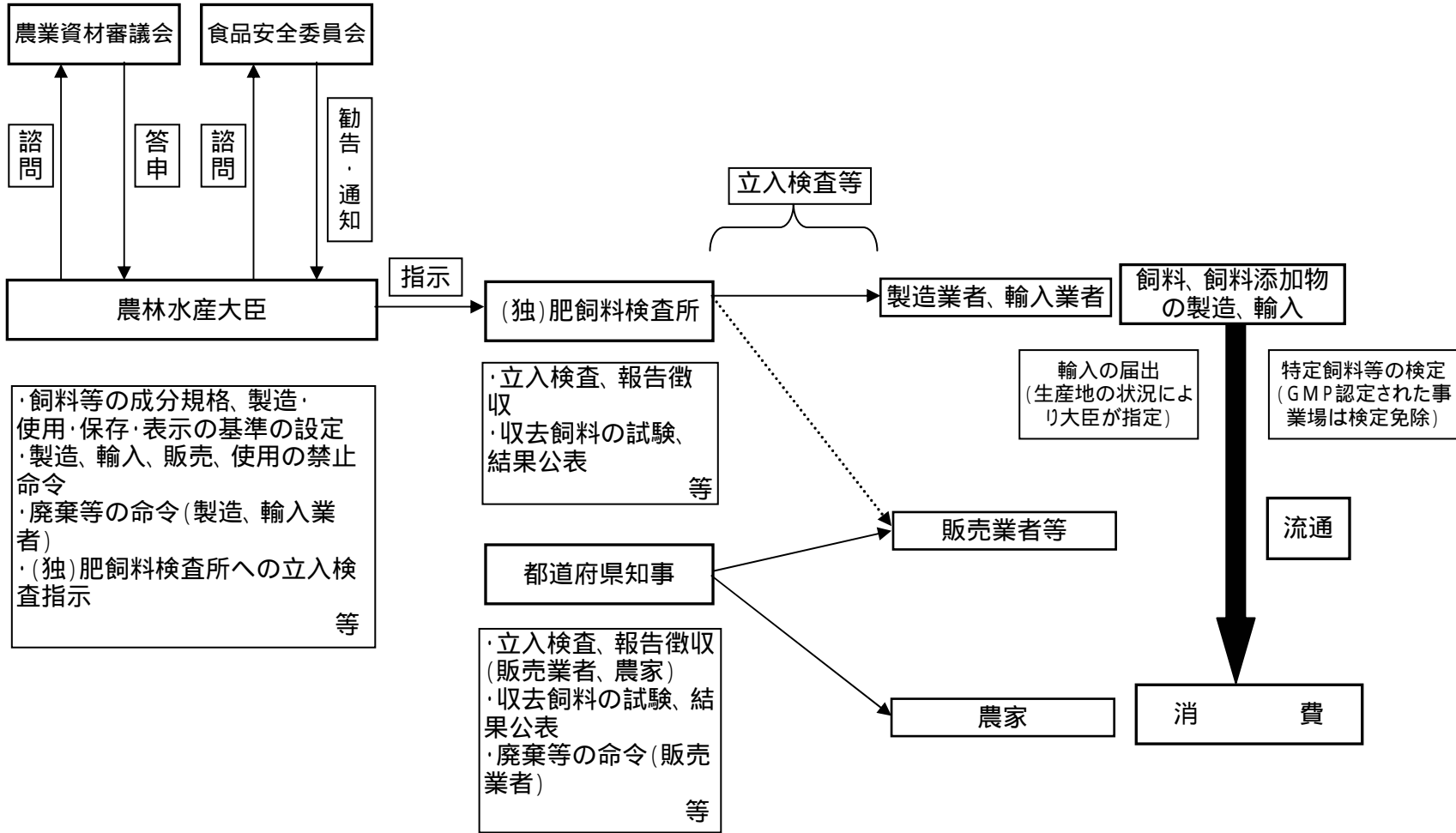
- ・平成14年9月に「衛生管理ガイドライン」を策定。
- ・家保、生産者、畜産関係団体、地元獣医師等地域一体の取り組みにより生産段階へのHACCP手法の普及・定着を図っている。



(7) 飼料の安全性の確保

ア 飼料安全法の概要

- ・目的： 飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定及びこれによる検定等を行うことにより、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り、もって公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与
- ・対象動物： 牛、豚、めん羊、山羊、しか、鶏、うずら、みつばち、養殖水産動物等15種類
- ・飼料添加物： ビタミン、抗生物質等157品目指定



イ B S E まん延防止対策

- ・ 交差汚染防止対策も念頭に、飼料安全法に基づく飼料原料等の規制と製造方法等の規制を実施
飼料原料等の規制：異常プリオンの感染源となる可能性のある肉骨粉等やそれを含む飼料の利用を禁止
製造方法等の規制：交差汚染防止を徹底するため、飼料の輸入・製造・流通・販売・使用の各段階で、反すう動物用飼料の取扱を専用化

飼料原料の利用規制状況(動物性油脂を除く)

主な対象品目	由来	給与対象			
		牛	豚	鶏	養魚
乳、乳製品、卵、卵製品 ゼラチン及びコラーゲン(農林水産大臣が確認したもの)	ほ乳動物、家きん				
魚粉等(農林水産大臣が確認したもの)	魚介類	×			
血粉、血しょうたん白(農林水産大臣が確認したもの)	牛	×	×	×	×
	豚、馬	×			
	家きん	×			
肉骨粉、肉粉、臓器粉、蒸製骨粉 加水分解たん白 蹄粉、角粉、皮粉、獣脂かす	ほ乳動物、家きん、魚介類	×	×	×	×
チキンミール、フェザーミール(農林水産大臣が確認したもの)	家きん	×			
食品残さ(農林水産大臣が指定した品目)	ほ乳動物、家きん、魚介類	×			×
骨灰、骨炭、第2リン酸カルシウム(鉱物由来、脂肪・たん白を含まないもの)	家きん、魚介類				

反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン(局長通知、平成15年9月)

(内容)

- ・ 反すう動物用飼料の取扱場所、製造・保管施設、輸送車両の専用化
- ・ 製造・保管施設等の洗浄
- ・ 飼料業務管理規則の備付け

など

動物性油脂の利用規制状況

油脂の種類	不溶性不純物含有量の基準(%以下)	牛 用		豚 用	鶏 用	養魚 用
		代用乳	その他			
動物性油脂	特定動物性油脂(注1)					
	イエローグリス(注2)	×	×			
	牛のせき柱・死亡牛(注3)由来	×	×	×	×	×
	豚、鶏由来	×				
	回収食用油(注4)	0.02				
その他	魚油(注6)	-				
	植物性油脂	-				

- 注1 食用の肉から採取した脂肪由来であり、不溶性不純物0.02%以下のもの
注2 と畜残さ等をレンダリングして得られたもの。牛のせき柱及び死亡牛が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程で製造されたもののみ飼料利用可(H16.5.1前に製造された飼料は、H16.6.30までは、飼料利用可)。
注3 農家でへい死した牛などと畜検査を経ていない牛
注4 飲食店等から回収された使用済の食用油(動物性油脂が混入していないことが明らかな場合は、動物性油脂の規制対象外)。原料の種類、収集先等が確認できるもののみ飼料利用可
注5 牛由来油脂が混入していないことが確認できるものは飼料利用可
注6 魚介類のみを原料として、ほ乳動物由来たん白質及び家きん由来たん白質の製造工程と完全に分離された工程で製造されたもの

ウ その他飼料安全性確保対策

- ・ 組換えDNA技術応用飼料については、飼料安全法に基づき、科学的見地から飼料の安全性の評価を行い、原則として安全性確認がされたもののみ流通が可能。
- ・ 飼料中の有害物質については、行政指導により許容基準を設定。今後、原料段階でのモニタリング強化を行うとともに法規制とするため基準値の省令化を検討。
- ・ 抗菌性飼料添加物については、農業資材審議会、食品安全委員会における科学的議論を踏まえ、人において問題となる薬剤耐性菌を選択する可能性のある抗菌性物質については飼料添加物としての指定を見直す方向で検討。

組換えDNA技術応用飼料等の安全性確認状況

- ・ 組換えDNA技術応用飼料

なたね	15	品種	
とうもろこし	11	品種	
大豆	4	品種	
わた	6	品種	
てんさい	2	品種	
			計 38 品種
- ・ 組換えDNA技術応用飼料添加物
4品目

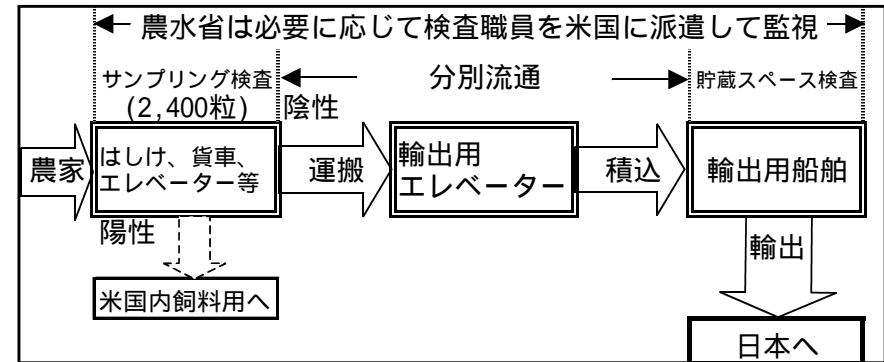
行政指導により基準値が設定されている有害物質

農薬	40	種類
重金属等	4	種類
カビ毒	3	種類

飼料安全法により飼料添加物として指定されている抗菌性物質

合成抗菌剤	6	品目
抗生物質	23	品目

わが国で安全性未確認の遺伝子組換えとうもろこし「スターリンク」の混入防止対策（概要）

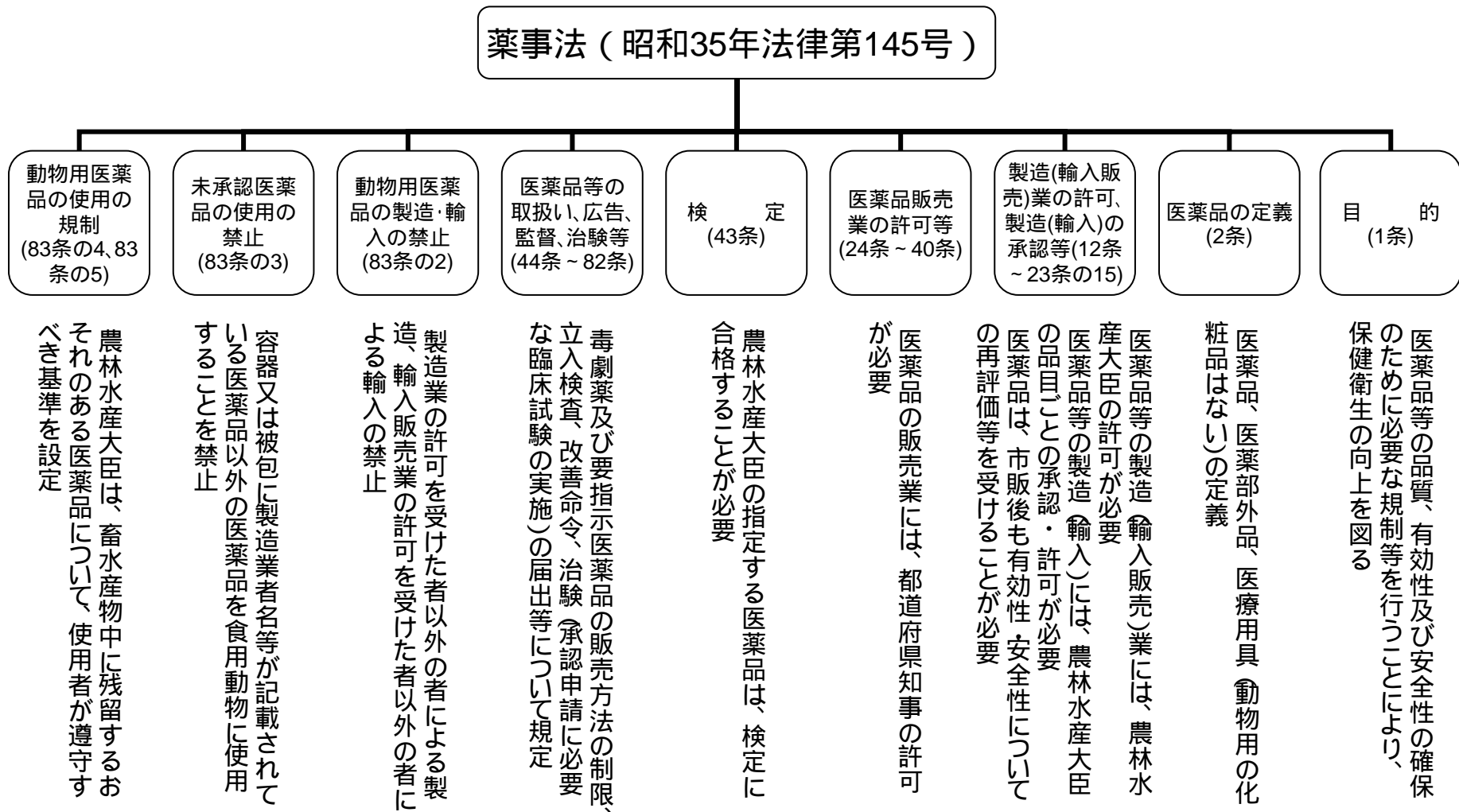


注1：日米合意（平成12年12月）に基づき、米国において飼料用とうもろこしの輸出前検査を実施

注2：国内においても独立行政法人肥飼料検査所によりモニタリング検査を実施

(8) 動物用医薬品の安全性対策

ア 動物用医薬品等に係る薬事法の概要



薬事法のうち、動物用医薬品等については、農林水産省の所管であり、薬事法第83条第1項の読み替え規定により薬事法全体を適用

厚生労働省の薬事・食品衛生審議会の下に、動物用医薬品等部会及び6つの調査会を設置し、動物用医薬品の承認の可否等について審議

製造業の許可、製造等の承認、再審査及び再評価については、動物用独自の基準を設定

イ 動物用医薬品の残留防止のための措置

- ・ 動物用医薬品は、「薬事法」に基づき対象動物に対する有効性及び安全性の観点に加え、残留性等についても審査の上、品目ごとに承認。
- ・ 抗生物質等の動物用医薬品は流通・使用段階において、要指示制度や使用規制制度等により畜産物の安全性を確保。

動物用医薬品の承認制度

動物用医薬品は、有効性及び安全性(残留性を含む。)を審査の上承認

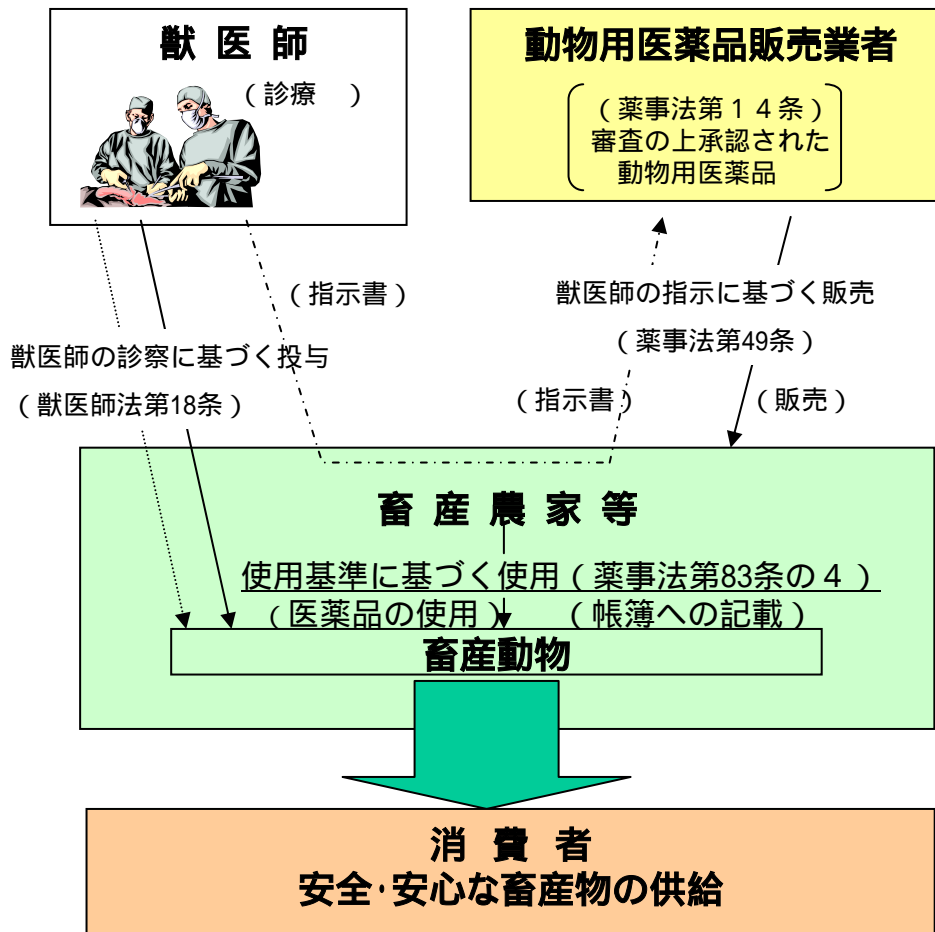
抗生物質等の動物用医薬品の流通・使用の段階における安全性確保のための制度

獣医師が自ら診療せずに投薬又は処方することを禁止(要診療医薬品制度)

獣医師の処方せんの交付又は指示を受けた者以外への販売を禁止(要指示医薬品制度)

「対象動物」、「用法・用量」、「使用禁止期間」等の使用者が遵守すべき基準を設定(使用規制制度)

使用基準が定められた動物用医薬品を使用したときに、使用者は、帳簿に記載するよう努力(使用規制制度)



ウ 動物医薬品の監視指導等その他の安全対策

- 平成15年7月に「薬事法」を改正し、無許可での動物用医薬品の製造・輸入の禁止、未承認医薬品の使用禁止、使用規制対象の食用動物への範囲の拡大、農林水産省と厚生労働省との連携の強化等、制度を強化。

食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案の概要(薬事法の一部改正関係)

1 骨子

(1) 許可業者以外の者による動物用医薬品の製造・輸入の禁止

(第83条の2)

家畜の所有者の自主的な判断により製造・輸入した医薬品の使用によって、人の健康に悪影響を及ぼす畜産物が生産される事態を未然に防ぐため、動物用医薬品に関して、製造業の許可を受けた者以外の者による製造、輸入販売業の許可を受けた者以外の者による輸入、を原則禁止。

(2) 未承認医薬品の使用の禁止(第83条の3)

(1)と同様の観点から、安全性の確認されていない未承認医薬品の使用を防ぐため、何人も容器又は被包に製造業者名等が記載されている医薬品以外の医薬品を食用動物に使用することを原則禁止。

(3) 動物用医薬品の使用規制の対象の拡大(第83条の5第1項)

使用者が遵守すべき使用基準の対象として、現行の「専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品」のほか、人との共用医薬品等で食用動物のために使用される蓋然性の高いものも加える。

(4) 厚生労働大臣との連携の強化

(第83条第2項、第83条の4第3項、第83条の5第2項)

動物用医薬品の製造・輸入の承認に当たっては、残量性の程度について厚生労働大臣の意見を聴かなければならない。

また、動物用医薬品の使用基準の策定・改廃に当たって、厚生労働大臣の意見を聴かなければならない。

(5) 法律違反への罰則の強化(第84条及び第86条)

義務違反に対する抑止の観点から罰則を見直すこととした。

